# 川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例 の概要について

# 1 乗用車(車いす用)駐車場の附置義務について

## (1)対象となる建築物

下表イに掲げる地域内において、下表口に掲げる面積が、下表八に掲げる面積以上となる場合に対象となります。

1	商業地域又は近隣商業地域	
	特定用途 1に供する部分の延べ面積 2	非特定用途に供する部分の
	+	延べ面積
	(非特定用途 ³に供する部分の延べ面積)×1/2	
八	1,500 m <sup>2</sup>	3 , 0 0 0 m²

1 特定用途・・・・・百貨店、劇場、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる 程度の大きい用途

2部分の延べ面積・・・観覧場にあっては屋外観覧席の面積も含みます。

3 非特定用途・・・・特定用途以外の用途

なお、延べ面積の算定にあたっては、駐車場及び駐輪場のための用途に供する部分を除きます。

# (2)附置義務台数の算定方法

下表二に掲げる用途の建築物の延べ面積が、下表ホに掲げる規模の建築物ごとに、下表へにより算出した数値の台数以上とします。(小数点以下切り上げ)

_	特定用途 (混合用途)			非特定用途	
ホ	6,000㎡以下	6,000㎡超え	15,000㎡超え	9,000㎡以下	9,000㎡超え
\J\		15,000㎡以下			
	10台に1,500㎡を	40台に6,000㎡を	70台に15,000㎡	10台に3,000㎡	30台に9,000㎡
	超える面積に対して1	超える面積に対して3	を超える面積に対して	を超える面積に対し	を超える面積に対し
	5 0 ㎡ごとに1台を加	00㎡ごとに1台を加	4 5 0 ㎡ごとに1台を	て300㎡ごとに1	て500㎡ごとに1
	えた台数	えた台数	加えた台数	台を加えた台数	台を加えた台数

#### (3)駐車マスの大きさ

乗用車用については幅2.3 m以上×奥行5 m以上とします。ただし、1台以上は車い す用(倉庫の用に供する建築物は除く)として、幅3.5 m以上×奥行5 m以上とします。

### |2 荷さばき駐車場の附置義務について|

# (1)対象となる建築物

特定用途に供する部分の面積が2,000㎡以上となる建築物が対象となります。

### (2)附置義務台数の算定方法

下表イに掲げる用途の面積ごとに、下表口の面積で除して算出した数値の台数以上とします。(小数点以下切り上げ)

	百貨店その他の店舗	事務所の用途に供す	倉庫の用途に供する	特定部分(百貨店その他の
1	の用途に供する部分	る部分	部分	店舗、事務所及び倉庫の用
				途に供する部分を除く。)
	3,000 m²	5 , 0 0 0 m²	1 , 5 0 0 m²	4 , 0 0 0 m²

荷さばき用は、駐車施設の附置義務台数に含めることが出来ます。

## (3)荷さばき用の駐車マスの大きさ

幅 3 m以上×奥行 7 . 7 m以上×はり下の高さ 3 m以上、もしくは幅 4 m以上×奥行 6 m以上×はり下の高さ 3 m以上とします。

# 3 自動二輪車駐車場の附置義務について

# (1)対象となる建築物

特定用途に供する部分の面積が1,500㎡以上となる建築物が対象となります。

### (2)附置義務台数の算定方法

下表イに掲げる用途の面積に、下表口の面積で除して算出した数値の台数以上とします。(小数点以下切り上げ)

1	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定部分(百貨店その他の店舗の用途に供する部分を除く。)
	3 , 0 0 0 m <sup>2</sup>	8 , 0 0 0 m <sup>2</sup>

## (3)自動二輪車の駐車マスの大きさ

幅1m以上×奥行2.3m以上とします。

## 4 敷地外駐車場の特例について

附置義務駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりませんが、建築物の 構造又は敷地の状態から市長が特にやむをえないと認める場合、特例として建築物の敷地外 に駐車場を設置することができます。

<u>この特例の承認を受けた後、駐車場の位置など変更する場合には、必ず再度、市長の特例</u> の承認の手続き及び変更届を提出してください。

市長の承認の手続きを行わないで変更した場合には、措置命令や罰則の対象となります。

## 5 届出について

この条例の届出は、建築基準法関係規定の駐車場法第20条に基づくもので、建築確認申請の前までに届出を行ってください。

### 届出・相談窓口

#### 川越市役所都市計画部建築指導課

**T350-8601** 

川越市元町1-3-1

電 話 049-224-5974(直通)